

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件 総括表

案 件	件 数	備 考
<p>1. 予 算 案</p> <p>当 初</p> <p>補 正</p> <p>2. 条 例 案</p> <p>制 定</p> <p>一部改正</p> <p>廃 止</p> <p>3. そ の 他</p>	<p>4 8</p> <p>2 4</p> <p>2 4</p> <p>2 3</p> <p>1</p> <p>2 2</p> <p>—</p> <p>1 4</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の締結 2 ・ 契約の変更 4 ・ 高速道路事業の変更 1 ・ 損害賠償の額の決定及び和解 2 ・ 市町村が負担すべき金額 3 ・ 包括外部監査契約 1 ・ 指定管理者の指定 1 <p>〕</p>	
<p>計</p>	<p>8 5</p>	
<p>報 告</p>	<p>2</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分の報告 2 <p>〕</p>	

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (当初予算案)

議案番号	案 件 名
議案第1号	令和6年度千葉県一般会計予算 予算額 2,107,700 百万円
議案第2号	令和6年度千葉県特別会計財政調整基金予算 予算額 46,010 百万円
議案第3号	令和6年度千葉県特別会計県債管理事業予算 予算額 440,803 百万円
議案第4号	令和6年度千葉県特別会計地方消費税清算予算 予算額 887,362 百万円
議案第5号	令和6年度千葉県特別会計自動車税証紙予算 予算額 5,335 百万円
議案第6号	令和6年度千葉県特別会計市町村振興資金予算 予算額 2,100 百万円
議案第7号	令和6年度千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金予算 予算額 528 百万円
議案第8号	令和6年度千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業予算 予算額 774 百万円
議案第9号	令和6年度千葉県特別会計国民健康保険事業予算 予算額 500,775 百万円
議案第10号	令和6年度千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業予算 予算額 5,667 百万円
議案第11号	令和6年度千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金予算 予算額 61 百万円
議案第12号	令和6年度千葉県特別会計工業団地整備事業予算 予算額 35 百万円
議案第13号	令和6年度千葉県特別会計就農支援資金予算 予算額 13 百万円
議案第14号	令和6年度千葉県特別会計営林事業予算 予算額 303 百万円

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (当初予算案)

議案番号	案 件 名
議案第15号	令和6年度千葉県特別会計林業・木材産業改善資金予算 予算額 41百万円
議案第16号	令和6年度千葉県特別会計沿岸漁業改善資金予算 予算額 58百万円
議案第17号	令和6年度千葉県特別会計港湾整備事業予算 予算額 2,972百万円
議案第18号	令和6年度千葉県特別会計土地区画整理事業予算 予算額 12,862百万円
議案第19号	令和6年度千葉県特別会計奨学資金予算 予算額 2,101百万円
議案第20号	令和6年度千葉県特別会計上水道事業会計予算 予算額 収益の支出 81,221百万円 資本の支出 76,896百万円
議案第21号	令和6年度千葉県特別会計工業用水道事業会計予算 予算額 収益の支出 13,522百万円 資本の支出 12,239百万円
議案第22号	令和6年度千葉県特別会計病院事業会計予算 予算額 収益の支出 63,018百万円 資本の支出 5,756百万円
議案第23号	令和6年度千葉県特別会計造成土地管理事業会計予算 予算額 収益の支出 12,030百万円 資本の支出 8,151百万円
議案第24号	令和6年度千葉県特別会計流域下水道事業会計予算 予算額 収益の支出 36,462百万円 資本の支出 15,294百万円

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (補正予算案)

議案番号	案 件 名						
議案第25号	令和5年度千葉県一般会計補正予算 (第6号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 360 1155 472"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,250,890</td> <td>▲48,814</td> <td>2,202,076</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	2,250,890	▲48,814	2,202,076
現計予算額	補正額	補正後					
2,250,890	▲48,814	2,202,076					
議案第26号	令和5年度千葉県特別会計財政調整基金補正予算 (第2号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 629 1155 741"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53,216</td> <td>▲33,014</td> <td>20,202</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	53,216	▲33,014	20,202
現計予算額	補正額	補正後					
53,216	▲33,014	20,202					
議案第27号	令和5年度千葉県特別会計県債管理事業補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 898 1155 1010"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>506,667</td> <td>5,898</td> <td>512,565</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	506,667	5,898	512,565
現計予算額	補正額	補正後					
506,667	5,898	512,565					
議案第28号	令和5年度千葉県特別会計地方消費税清算補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 1144 1155 1256"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>998,229</td> <td>▲85,525</td> <td>912,704</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	998,229	▲85,525	912,704
現計予算額	補正額	補正後					
998,229	▲85,525	912,704					
議案第29号	令和5年度千葉県特別会計自動車税証紙補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 1413 1155 1525"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,980</td> <td>77</td> <td>5,057</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	4,980	77	5,057
現計予算額	補正額	補正後					
4,980	77	5,057					
議案第30号	令和5年度千葉県特別会計市町村振興資金補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 1682 1155 1794"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,100</td> <td>1,654</td> <td>3,754</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	2,100	1,654	3,754
現計予算額	補正額	補正後					
2,100	1,654	3,754					
議案第31号	令和5年度千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 1951 1155 2063"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>501</td> <td>153</td> <td>654</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	501	153	654
現計予算額	補正額	補正後					
501	153	654					

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (補正予算案)

議案番号	案 件 名						
議案第32号	令和5年度千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 353 1155 465"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>783</td> <td>1</td> <td>784</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	783	1	784
現計予算額	補正額	補正後					
783	1	784					
議案第33号	令和5年度千葉県特別会計国民健康保険事業補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 600 1155 712"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>516,520</td> <td>8,875</td> <td>525,395</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	516,520	8,875	525,395
現計予算額	補正額	補正後					
516,520	8,875	525,395					
議案第34号	令和5年度千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 884 1155 996"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,646</td> <td>▲50</td> <td>3,596</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	3,646	▲50	3,596
現計予算額	補正額	補正後					
3,646	▲50	3,596					
議案第35号	令和5年度千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 1137 1155 1249"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92</td> <td>0</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	92	0	92
現計予算額	補正額	補正後					
92	0	92					
議案第36号	令和5年度千葉県特別会計工業団地整備事業補正予算 (第2号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 1413 1155 1525"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>546</td> <td>▲14</td> <td>532</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	546	▲14	532
現計予算額	補正額	補正後					
546	▲14	532					
議案第37号	令和5年度千葉県特別会計就農支援資金補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 1686 1155 1798"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>2</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	20	2	22
現計予算額	補正額	補正後					
20	2	22					
議案第38号	令和5年度千葉県特別会計営林事業補正予算 (第2号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 1933 1155 2045"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>321</td> <td>▲22</td> <td>299</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	321	▲22	299
現計予算額	補正額	補正後					
321	▲22	299					

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (補正予算案)

議案番号	案 件 名												
議案第39号	令和5年度千葉県特別会計林業・木材産業改善資金補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41</td> <td>59</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	41	59	100						
現計予算額	補正額	補正後											
41	59	100											
議案第40号	令和5年度千葉県特別会計沿岸漁業改善資金補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71</td> <td>321</td> <td>392</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	71	321	392						
現計予算額	補正額	補正後											
71	321	392											
議案第41号	令和5年度千葉県特別会計港湾整備事業補正予算 (第3号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,924</td> <td>▲139</td> <td>3,785</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	3,924	▲139	3,785						
現計予算額	補正額	補正後											
3,924	▲139	3,785											
議案第42号	令和5年度千葉県特別会計土地区画整理事業補正予算 (第2号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14,463</td> <td>706</td> <td>15,169</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	14,463	706	15,169						
現計予算額	補正額	補正後											
14,463	706	15,169											
議案第43号	令和5年度千葉県特別会計奨学資金補正予算 (第1号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,807</td> <td>124</td> <td>1,931</td> </tr> </tbody> </table>	現計予算額	補正額	補正後	1,807	124	1,931						
現計予算額	補正額	補正後											
1,807	124	1,931											
議案第44号	令和5年度千葉県特別会計上水道事業会計補正予算 (第2号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益の支出</td> <td>79,703</td> <td>▲785</td> <td>78,918</td> </tr> <tr> <td>資本の支出</td> <td>71,514</td> <td>▲7,302</td> <td>64,212</td> </tr> </tbody> </table>		現計予算額	補正額	補正後	収益の支出	79,703	▲785	78,918	資本の支出	71,514	▲7,302	64,212
	現計予算額	補正額	補正後										
収益の支出	79,703	▲785	78,918										
資本の支出	71,514	▲7,302	64,212										
議案第45号	令和5年度千葉県特別会計工業用水道事業会計補正予算 (第2号) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益の支出</td> <td>13,644</td> <td>▲383</td> <td>13,261</td> </tr> <tr> <td>資本の支出</td> <td>10,681</td> <td>▲2,191</td> <td>8,490</td> </tr> </tbody> </table>		現計予算額	補正額	補正後	収益の支出	13,644	▲383	13,261	資本の支出	10,681	▲2,191	8,490
	現計予算額	補正額	補正後										
収益の支出	13,644	▲383	13,261										
資本の支出	10,681	▲2,191	8,490										

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (補正予算案)

議案番号	案 件 名												
議案第46号	令和5年度千葉県特別会計病院事業会計補正予算(第2号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 344 1366 510"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益の支出</td> <td>59,038</td> <td>3,055</td> <td>62,093</td> </tr> <tr> <td>資本の支出</td> <td>17,667</td> <td>▲238</td> <td>17,429</td> </tr> </tbody> </table>		現計予算額	補正額	補正後	収益の支出	59,038	3,055	62,093	資本の支出	17,667	▲238	17,429
	現計予算額	補正額	補正後										
収益の支出	59,038	3,055	62,093										
資本の支出	17,667	▲238	17,429										
議案第47号	令和5年度千葉県特別会計造成土地管理事業会計補正予算(第2号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 656 1366 822"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益の支出</td> <td>12,738</td> <td>▲3,350</td> <td>9,388</td> </tr> <tr> <td>資本の支出</td> <td>4,369</td> <td>▲7</td> <td>4,362</td> </tr> </tbody> </table>		現計予算額	補正額	補正後	収益の支出	12,738	▲3,350	9,388	資本の支出	4,369	▲7	4,362
	現計予算額	補正額	補正後										
収益の支出	12,738	▲3,350	9,388										
資本の支出	4,369	▲7	4,362										
議案第48号	令和5年度千葉県特別会計流域下水道事業会計補正予算(第2号) (単位:百万円) <table border="1" data-bbox="528 967 1366 1133"> <thead> <tr> <th></th> <th>現計予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益の支出</td> <td>36,062</td> <td>▲1,294</td> <td>34,768</td> </tr> <tr> <td>資本の支出</td> <td>14,500</td> <td>▲2,568</td> <td>11,932</td> </tr> </tbody> </table>		現計予算額	補正額	補正後	収益の支出	36,062	▲1,294	34,768	資本の支出	14,500	▲2,568	11,932
	現計予算額	補正額	補正後										
収益の支出	36,062	▲1,294	34,768										
資本の支出	14,500	▲2,568	11,932										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【担当課】 総務部財政課 043 (223) 2076</p> </div>												

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名
議案第49号	<p>千葉県公立学校情報機器整備基金条例の制定について</p> <p>義務教育段階の公立学校における1人1台端末の着実な更新・整備を実施するにあたり、国の交付金を活用して新たに基金を造成するため、条例を制定するもの</p> <p>《基金概要》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基金の名称 千葉県公立学校情報機器整備基金 2. 基金により実施する事業 義務教育段階の公立学校における1人1台端末の更新・整備 <p>《施行期日》 公布の日</p> <p>(参考) 基金造成額 令和5年度造成額 38億円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【担当課】 教育庁教育振興部学習指導課 043 (223) 4178</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名				
議案第 50 号	<p>特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>教育長の退職手当等について、一般職と同じ現行の算定方法を見直し、知事等と同様の取扱いとするもの</p> <p>《主な改正内容》</p> <p>1. 退職手当の算定方法の見直し</p> <table border="1" data-bbox="435 573 1461 792"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 573 948 622">現 行</th> <th data-bbox="948 573 1461 622">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 622 948 792"> [一般職の例による] 給料月額×支給割合（勤続期間等に応じた率） +調整額（在職時の職位に応じた額） </td> <td data-bbox="948 622 1461 792"> [知事等の例による] 給料月額×在職月数×支給割合（定率） ※教育長については、支給割合を近県と同等の100分の30とする </td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 期末手当の支給月数の見直し （現行）4.50月分 ⇒ （改正後）4.40月分[▲0.1月分]</p> <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1197 1106 1461 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【担当課】 総務部人事課 043（223）3581</p> </div>	現 行	改正後	[一般職の例による] 給料月額×支給割合（勤続期間等に応じた率） +調整額（在職時の職位に応じた額）	[知事等の例による] 給料月額×在職月数×支給割合（定率） ※教育長については、支給割合を近県と同等の100分の30とする
現 行	改正後				
[一般職の例による] 給料月額×支給割合（勤続期間等に応じた率） +調整額（在職時の職位に応じた額）	[知事等の例による] 給料月額×在職月数×支給割合（定率） ※教育長については、支給割合を近県と同等の100分の30とする				

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名
議案第51号	<p>千葉県行政組織条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正（令和6年4月1日施行）により、病状が軽症であっても指定難病の罹患を証明する制度が創設されたことに伴い、罹患の有無を医学的見地から審査するため、千葉県指定難病審査会の審査事項に罹患証明に関することを追加するもの</p> <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1070 712 1452 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>【担当課】 健康福祉部疾病対策課 043 (223) 2694</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名				
議案第52号	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>職員の特殊勤務手当について、業務の実態や他県の状況を踏まえた支給の適正化等を行うため、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公害調査等作業に従事する職員の特殊勤務手当 支給対象作業に金属スクラップヤードに係る調査等の作業を追加する。 2. 保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当 精神保健業務手当について、夜間に従事した場合は100分の50を加算した額を支給する。 <table border="1" data-bbox="491 779 1056 925"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日額 450 円</td> <td>日額 450 円 (夜間従事：675 円)</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 3. 刑事作業に従事する警察職員の特殊勤務手当 通訳翻訳員等が犯罪の捜査や取調べ等において通訳の作業に従事した場合にも刑事作業手当等が支給できるよう規定を整備する。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="970 1285 1449 1500" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【担当課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 及び2. 総務部人事課 043 (223) 3581 3. 警察本部警務部警務課 043 (223) 0110 [内線 2661] </div>	現行	改正後	日額 450 円	日額 450 円 (夜間従事：675 円)
現行	改正後				
日額 450 円	日額 450 円 (夜間従事：675 円)				

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名
議案第53号	<p>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>警察官の殉職等に伴う昇任について、定年年齢の段階的引上げに伴い導入した、役職定年制(※)の適用対象外とするため、所要の改正を行うもの</p> <p>※ 役職定年制 管理監督職で60歳に達している者を、翌年度4月1日までに管理監督職以外の職に降任する。また、60歳に達している者が昇任によって管理監督職となる場合は、昇任自体が制限される。</p> <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1010 806 1453 1021" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【担当課】 警察本部警務部警務課 043 (201) 0110 [内線 2693] 総務部人事課 043 (223) 3581</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
<p>議案第54号</p>	<p>知事等の千葉県に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方自治法の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴い、条項ずれが生じたことから所要の規定整備を行うもの</p> <p><u>⇒条例内容の変更はなし</u></p> <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1096 707 1465 837" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>【担当課】 総務部人事課 043 (223) 3581</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名										
議案第55号	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>職員の多様で柔軟な働き方をより一層推進するため、新たにフレックスタイム制を導入するもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. フレックスタイム制の導入 (主な概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則4週間を単位とする総労働時間の中で、公務の運営に支障がないと認める場合には、勤務時間を柔軟に割り振ることができることとする。 ・1日の勤務時間において、「必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）」と「始業・終業時刻を自由に選択できる時間帯（フレキシブルタイム）」を設ける。 ・1週間に1日を限度として、「勤務時間を割り振らない日（週休日）」を設定することとする。 <p>2. その他所要の規定整備を行う。</p> <p>(参考) 制度イメージ</p> <div data-bbox="416 1016 1433 1525"> <p>標準勤務時間 [1日7時間45分×5日→週38時間45分]</p> <p>フレックスタイム [週当たり38時間45分]</p> <p>※水曜日に勤務時間を割り振らない場合の例</p> </div> <div data-bbox="493 1552 882 1879"> <p>【週当たりの勤務時間の割り振り例】 ※155時間（38時間45分/週×4週）を割り振る場合</p> <table border="1"> <tr> <th>週</th> <th>勤務時間</th> </tr> <tr> <td>第1週</td> <td>50時間</td> </tr> <tr> <td>第2週</td> <td>27時間</td> </tr> <tr> <td>第3週</td> <td>29時間</td> </tr> <tr> <td>第4週</td> <td>49時間</td> </tr> </table> </div> <p>《施行期日》 令和6年6月1日</p> <div data-bbox="1177 2009 1453 2136"> <p>【担当課】 総務部人事課 043 (223) 3581</p> </div>	週	勤務時間	第1週	50時間	第2週	27時間	第3週	29時間	第4週	49時間
週	勤務時間										
第1週	50時間										
第2週	27時間										
第3週	29時間										
第4週	49時間										

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名				
議案第56号	<p>千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部改正（令和5年4月1日施行）により、市町村に対し、農地の集積・集約化を推進するための「地域計画」(※)の策定が義務付けられたことを踏まえ、農地貸借の認可に係る事務について、希望する市町村へ権限を移譲する。</p> <p>※ 地域計画 「人・農地プラン」が法定化された計画で、区域内に農地を有する市町村は原則として令和6年度末までに策定。農地一筆ごとに10年後の耕作者を定めるなど、農地の集積・集約化により将来目指すべき農地利用の姿を明確化するもの。</p> <table border="1" data-bbox="427 745 1453 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 745 1093 792">事務の概要</th> <th data-bbox="1093 745 1453 792">権限を移譲する市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 792 1093 943"> 農用地利用集積等促進計画(※)の認可に係る事務 ※ 農用地利用集積等促進計画 農地貸借を行うために農地中間管理機構が作成する計画 </td> <td data-bbox="1093 792 1453 943"> 我孫子市、神崎町、東庄町 芝山町、長生村、大多喜町 勝浦市、南房総市、木更津市 </td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1023 1137 1453 1272" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【担当課】 農林水産部農地・農村振興課 043 (223) 2848</p> </div>	事務の概要	権限を移譲する市町村	農用地利用集積等促進計画(※)の認可に係る事務 ※ 農用地利用集積等促進計画 農地貸借を行うために農地中間管理機構が作成する計画	我孫子市、神崎町、東庄町 芝山町、長生村、大多喜町 勝浦市、南房総市、木更津市
事務の概要	権限を移譲する市町村				
農用地利用集積等促進計画(※)の認可に係る事務 ※ 農用地利用集積等促進計画 農地貸借を行うために農地中間管理機構が作成する計画	我孫子市、神崎町、東庄町 芝山町、長生村、大多喜町 勝浦市、南房総市、木更津市				

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第57号	<p>住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム（※）の本人確認情報を利用できる事務の追加等を行うもの</p> <p>※ 住民基本台帳ネットワークシステム 住民基本台帳における本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード等）を全国規模でネットワーク化し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や、国の行政機関・都道府県等で本人確認を行うことができるネットワークシステム。</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路交通法上の違反行為をした高齢運転者に対し、認知機能検査の受検通知等を送付するにあたり、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用し、送付先を確認できるようにする。 2. その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1145 1131 1452 1258" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【担当課】 総務部市町村課 043 (223) 2145</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第58号	<p>使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手数料を改定するもの <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和6年4月1日等施行）により、手数料の標準額が改定されたことに伴い、講習手数料等（7項目）を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法に基づく危険物取扱作業保安講習手数料等 6項目 ・銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料 1項目 2. 使用料・手数料を廃止するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) デジタル社会形成基本法等の一部改正（令和6年4月1日施行）により、各種証明の書面による交付が廃止されたことに伴い、交付事務に係る手数料（7項目）を廃止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく自動車運転代行業の認定証の再交付等 2項目 ・警備業法に基づく警備業認定証再交付手数料等 2項目 ・探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業の届出があったことを証する書面の交付手数料等 3項目 (2) さわやかちば県民プラザのスポーツ広場について、柏児童相談所の建替え用地として活用することに伴い、スポーツ広場としては廃止することから、施設使用料を廃止する。 3. その他所要の改正を行う。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日 等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【担当課】</p> <p>1 防災危機管理部消防課 043 (223) 3692</p> <p>1及び2 (1) 警察本部生活安全部風俗保安課 043 (201) 0110[内線 3441]</p> <p>2 (1) 警察本部交通部交通総務課 043 (201) 0110[内線 5024]</p> <p>2 (2) 教育庁教育振興部生涯学習課 043 (223) 4168</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第59号	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>番号利用法の一部改正（令和5年6月9日公布）により、条例で引用する法の規定が省令に移ることに伴い、所要の規定整備を行うもの</p> <p><u>⇒条例内容の変更はなし</u></p> <p>〈施行期日〉 法の施行日</p> <div data-bbox="1082 734 1458 873" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>【担当課】 総務部デジタル戦略課 043（223）2046</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第60号	<p>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定（令和6年4月1日施行）に伴い、婦人保護施設の名称や設備・運営に関する基準が見直されたことから、所要の改正を行うもの （条例の内容は、厚生労働省令の基準に準拠したもので、県独自の基準はない）</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設名称等の変更 「婦人保護施設」の施設名称が「女性自立支援施設」に改められることなどに伴い、条例の名称や文言の修正を行う。 2. 人員配置基準の明確化 施設の運営に必要な職員の配置基準を明記する。 <ul style="list-style-type: none"> ・入所者の自立支援を行う職員 2人以上 ・看護師又は心理療法担当職員 1人以上 等 3. 居室の定員等の見直し (改正前) (改正後) 定員 1室につき原則4人以内 ⇒ 1室につき原則1人 面積 1人あたり4.95㎡以上 ⇒ 1人あたり9.9㎡以上 4. 感染症や災害への対応力強化 感染症や災害が発生した場合に入所者への支援を継続して実施できるよう、業務継続計画の策定を義務付ける。 5. その他所要の改正を行う。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【担当課】 健康福祉部児童家庭課 043(223)2325</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名
議案第61号	<p>千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>児童福祉法等の一部改正（令和6年4月1日施行）により、福祉型と医療型に分かれていた児童発達支援センターの類型が一本化されたことに伴い、条例の文言に修正の必要が生じたことなどから、所要の規定整備を行うもの</p> <p>⇒千葉リハビリテーションセンターの支援内容に変更はなし</p> <p>〈施行期日〉 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1046 734 1458 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>【担当課】 健康福祉部障害福祉事業課 043 (223) 3986</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第62号	<p>国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>国民健康保険法等の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症流行時の初動対応等により減収となった医療機関に対し、減収分の補填として、各医療保険者から拠出金を支払う制度が創設されたことに伴い、市町村から徴収している国民健康保険事業費納付金の徴収目的に当該拠出金を追加する。 2. その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1091 956 1453 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【担当課】 健康福祉部保険指導課 043 (223) 2579</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第63号	<p>病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>医療法施行規則の一部改正（令和6年4月1日施行）により、病院における栄養士の配置基準について文言が修正されたことから、これに準拠している本条例について、同様の規定整備を行うもの</p> <p><u>⇒条例内容の変更はなし</u></p> <p>〈施行期日〉 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1043 759 1449 896" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>【担当課】 健康福祉部医療整備課 043 (223) 3880</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名
議案第64号	<p>千葉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>大麻取締法の一部改正（令和5年12月13日公布）により、大麻が麻薬の一種として位置づけられたことに伴い、薬物を定義する条例の文言に修正の必要が生じたことから、所要の規定整備を行うもの</p> <p><u>⇒条例内容の変更はなし</u></p> <p>《施行期日》 法の施行日</p> <div data-bbox="1134 689 1449 824" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【担当課】 健康福祉部薬務課 043 (223) 2614</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第65号	<p>旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>レジオネラ症の発生防止対策を徹底するため、国からの技術的助言を踏まえ、入浴施設の衛生管理に係る基準の見直しを行うもの</p> <p>《主な改正内容》 入浴施設の各種設備の清掃・点検等に関し、以下の基準を追加する。 ・水位計の配管は週に1回以上生物膜を除去すること ・シャワーは週に1回以上通水、6か月に1回点検、1年に1回以上洗浄と消毒をすること ・集毛器は毎日清掃と消毒をすること ・気泡等発生装置は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造とすること、また必要に応じて清掃及び消毒すること</p> <p>《施行期日》 令和6年7月1日</p> <div data-bbox="1110 943 1453 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>【担当課】 健康福祉部衛生指導課 043 (223) 2642</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名																		
議案第66号	<p>千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>千葉県文化会館の大規模改修により配置や面積に変更が生じる館内施設について、施設利用料金の区分や上限額を改定するもの</p> <p>《利用料金の主な改定内容》</p> <p>・小練習室</p> <table border="1" data-bbox="454 573 1439 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設区分</td> <td>第1～第3小練習室</td> <td>小練習室</td> </tr> <tr> <td>上 限 額</td> <td>入場料を徴収しない場合 1,290円～4,740円 入場料を徴収する場合 2,610円～9,550円 ※部屋により利用料金が異なる。</td> <td>入場料を徴収しない場合 8,480円 入場料を徴収する場合 17,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上限額は午前（8:30～12:00）までの利用の場合</p> <p>・会議室</p> <table border="1" data-bbox="454 1025 1439 1261"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設区分</td> <td>第1～第3会議室、特別会議室</td> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td>上 限 額</td> <td>6,900円～14,830円 ※部屋により利用料金が異なる。</td> <td>8,070円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上限額は午前（8:30～12:00）までの利用の場合</p> <p>《施行期日》 令和6年7月1日</p> <div data-bbox="1018 1491 1452 1657" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【担当課】 環境生活部スポーツ・文化局 文化振興課 043（223）3942</p> </div>		改正前	改正後	施設区分	第1～第3小練習室	小練習室	上 限 額	入場料を徴収しない場合 1,290円～4,740円 入場料を徴収する場合 2,610円～9,550円 ※部屋により利用料金が異なる。	入場料を徴収しない場合 8,480円 入場料を徴収する場合 17,100円		改正前	改正後	施設区分	第1～第3会議室、特別会議室	会議室	上 限 額	6,900円～14,830円 ※部屋により利用料金が異なる。	8,070円
	改正前	改正後																	
施設区分	第1～第3小練習室	小練習室																	
上 限 額	入場料を徴収しない場合 1,290円～4,740円 入場料を徴収する場合 2,610円～9,550円 ※部屋により利用料金が異なる。	入場料を徴収しない場合 8,480円 入場料を徴収する場合 17,100円																	
	改正前	改正後																	
施設区分	第1～第3会議室、特別会議室	会議室																	
上 限 額	6,900円～14,830円 ※部屋により利用料金が異なる。	8,070円																	

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

案 番 号	案 件 名
議案第67号	<p>印旛沼土地改良施設管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>国営印旛沼二期土地改良事業により、揚排水機場等の土地改良施設が再編整備されることに伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 埜原揚排水機場の付帯水路について、令和6年度から管理を土地改良区に移管するため、県の管理対象施設に係る規定から削除する。 2. 埜原揚排水機場の管理費が国庫補助の対象となることに伴い、所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>【担当課】 農林水産部耕地課 043 (223) 2865</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第68号	<p>千葉県漁港管理条例及び千葉県臨港地区構築物規制条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>漁港漁場整備法の一部改正（令和6年4月1日施行）により、漁港施設等活用事業制度（※）が創設されたこと等に伴い、所要の規定整備を行うもの</p> <p>※ 漁港施設等活用事業制度 水産物の販売や漁業体験活動の提供など、漁港の利活用を図る事業を実施するため、民間事業者等が事業計画を作成し、知事の認定を受けた場合に、漁港施設等の長期的な占有を可能とするもの</p> <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1099 819 1449 1021" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>【担当課】 農林水産部漁港課 043（223）3025 県土整備部港湾課 043（223）3838</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名
議案第69号	<p>建築基準法施行条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>建築基準法等の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法施行条例の一部改正 木材の利活用を促進するため、耐火性能を求められる建築物であっても防火上区画された範囲内での木造化を可能とすること等、防火規制の見直しが行われたことに対応し、規定の整備を行う。 2. 使用料及び手数料条例の一部改正 省エネ改修を促進するため、既存不適格建築物であっても特定行政庁が認定した場合には、大規模修繕等を実施できる制度が創設されたことから、当該認定事務について手数料（1件27,000円）を新設する。 3. 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 上記2の認定申請に係る受理事務を、建築基準法等に関連する他の類似手続きと同様に関係市町村に移譲する。 4. その他所要の規定整備を行う。 <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【担当課】 県土整備部建築指導課 043 (223) 3192</p> </div>

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名																				
議案第70号	<p>千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>学校数・学級数等の増減に伴い、学校職員定数の改正を行うもの</p> <p>《改正内容》 学校職員の適正な定員管理を行うため、職員の定数を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="472 472 1193 663"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>県立学校の教職員</td> <td>11,238</td> <td>11,421</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>市町村立学校の教職員</td> <td>25,977</td> <td>26,228</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>37,215</td> <td>37,649</td> <td>434</td> </tr> </tbody> </table> <p>[主な増減要因] (県立学校) 学級数の増加による県立特別支援学校の教職員の増など (市町村立学校) 学級数の増加による市町村立小中学校の教職員の増など</p> <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1059 1070 1458 1200" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【担当課】 教育庁教育振興部教職員課 043 (223) 4041</p> </div>	区 分	現 行	改正後	増 減		人	人	人	県立学校の教職員	11,238	11,421	183	市町村立学校の教職員	25,977	26,228	251	合 計	37,215	37,649	434
区 分	現 行	改正後	増 減																		
	人	人	人																		
県立学校の教職員	11,238	11,421	183																		
市町村立学校の教職員	25,977	26,228	251																		
合 計	37,215	37,649	434																		

令和6年2月 定例県議会 提出予定案件表（条例案）

議案番号	案 件 名																																					
議案第71号	<p>千葉県警察基本条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>職員の定年年齢の段階的な引き上げを行う一方で、警察官の新規採用の平準化を図るため、警察官の定員を時限的に増員するもの</p> <p>《改正内容》 条例で定める警察職員の階級別定員について、令和6年度に限り、次のとおり改正する。</p> <table border="1" data-bbox="443 573 1378 920"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>階 級</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">警 察 官</td> <td>警視</td> <td>人 266</td> <td>人 266</td> <td>人 0</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>620</td> <td>620</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>6,593</td> <td>6,593</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>巡査</td> <td>3,371</td> <td>3,401</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>10,850</td> <td>10,880</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>警察官以外の職員</td> <td></td> <td>1,226</td> <td>1,226</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>12,076</td> <td>12,106</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>《施行期日》 令和6年4月1日</p> <div data-bbox="1059 1106 1458 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【担当課】 警察本部警務部警務課 043 (201) 0110 [内線 2922]</p> </div>	区 分	階 級	現 行	改正後	増 減	警 察 官	警視	人 266	人 266	人 0	警部	620	620	0	警部補及び巡査部長	6,593	6,593	0	巡査	3,371	3,401	30	小 計		10,850	10,880	30	警察官以外の職員		1,226	1,226	0	合 計		12,076	12,106	30
区 分	階 級	現 行	改正後	増 減																																		
警 察 官	警視	人 266	人 266	人 0																																		
	警部	620	620	0																																		
	警部補及び巡査部長	6,593	6,593	0																																		
	巡査	3,371	3,401	30																																		
小 計		10,850	10,880	30																																		
警察官以外の職員		1,226	1,226	0																																		
合 計		12,076	12,106	30																																		